

様式 1

指定給水装置工事事業者の業務内容

郵便番号、住所

名称

代表者氏名

電話番号

休業日・営業時間等
休業日： 営業時間： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけて下さい。）
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）（該当部に○をつけて下さい。）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ 新設 ・ 改造 ） 水道メーター ～ 宅内給水装置 （ 新設 ・ 改造 ）
その他

※ 前年度の事務連絡会で提出した内容から変更がある場合のみ、提出してください。

様式 2

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

郵便番号、住所

名称

代表者氏名

電話番号

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	主任技術者	研修会名、実施団体	受講年月日

- ・ 「給水装置工事主任技術者等」とは、給水装置工事主任技術者と、その他の給水装置工事に従事する者です。宇都宮市に選任している主任技術者の方は、表中「主任技術者」欄に「○」を記載してください。
- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、研修資料を添付してください。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー又は別紙を添付してください。

様式 3

給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
(過去 1 年以内)

郵便番号、住所

名称

代表者氏名

電話番号

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、配管工事のすべての施行 (A) を有した現場箇所(※)及び施行時期 (〇〇町〇番地〇号, H〇.〇月)	資格等を有しているか (〇×を記入)	
			保有している資格等 (B)

※ 宇都宮市内の実績がない場合は、他市での実績を記入してください。

- ・ 施行を有した現場について、一人当たり最大 3 件記載し、そのうち 1 か所の写真を添付して下さい。
- ・ 保有している資格がある場合は、資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付して下さい。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー又は別紙を添付して下さい。

写真添付様式

氏名		施行箇所		施行日	
----	--	------	--	-----	--

①配水管への分水栓の取付け作業	③給水管の接合等の配水管から給水管までを分岐する工事に係る作業
②配水管のせん孔作業	④当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業